

## 令和7年度北川村太陽光発電設備及び蓄電池導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村内において太陽光発電設備及び蓄電池を導入する住宅及び事業所に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、村全体の脱炭素化と災害時の分散電源の確保による地域のレジリエンス向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太陽光発電設備」とは、太陽光を利用して発電を行う設備で、住宅又は事業所の屋根等に設置されるものをいう。
- (2) 「蓄電池」とは、太陽光発電設備と連携して電力を貯蔵し、必要に応じて放電する設備をいう。
- (3) 「住宅」とは、村内に所在する個人が居住の用に供する建物をいう。
- (4) 「事業所」とは、法人又は個人事業主が所有又は使用する村内の業務用建築物等、かつ民生部門（業務その他部門）に該当する業務活動に供する施設（事務所、商店、飲食店、宿泊施設、医療機関、社会福祉施設等）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条に規定する実績報告をする日において、本村の住民基本台帳に記載されている者又は村内に事業所を有する事業者。
- (2) 村内に所在する住宅又は事業所の所有者、もしくは所有者の承諾を得て当該設備を設置する者
- (3) 村税（国保税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (4) 北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

### (補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 住宅又は事業所に、太陽光発電設備及び蓄電池の両方、又は太陽光発電設備を未使用品で新設すること。
- (2) 当該導入設備による年間自家消費率が以下の基準を満たすこと。  
(ア)住宅の場合：30%以上

(イ)事業所の場合：50%以上

- (3) 事業所の場合は、災害時において自家発電電力または蓄電電力を地域住民に提供することに協力する旨の同意書を提出すること。
- (4) FIT 制度および FIP 制度の認定を受けないこと。
- (5) 太陽光発電設備については、構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の商品に限る）。
- (6) 蓄電池については、太陽光発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住宅又は事業所に電力を供給するために設置されるもの。また、日本工業規格（JIS 規格）若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠していること又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が 1 kWh 以上であること。
- (7) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されていること。
- (8) 第 7 条に規定する補助金の交付決定の通知の日以降に着工すること。
- (9) その他設置に関して法令等に適合していること。

(補助金額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号の合計額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 太陽光発電設備：導入費用の 3 分の 2 以内。ただし、最大出力値（単位は kW とし、少数点以下を切り捨てる。）に 170,000 円を乗じて得た額を上限とする。また、最大出力を 5kW までとする。
- (2) 蓄電池：導入費用の 4 分の 3 以内。ただし、蓄電池の蓄電容量（単位は kWh とし、少数点以下を切り捨てる。）に 141,000 円を乗じた額を上限とする。また、最大蓄電容量を 6kWh までとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ様式第 1 号に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 補助対象設備を設置しようとする住宅又は事業所の位置図
- (3) 補助対象設備の発電電力消費量計画書
- (4) 工事着工前の現況写真
- (5) 自己所有でない住宅又は事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅又は

事業所の所有者の承諾書

(6) 第3条に係る確認同意書

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、様式第2号により通知する。

(計画変更の承認)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに様式第3号（以下「変更届」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、様式第4号により、当該補助事業者には通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する2月28日のいずれか早い日までに様式第5号（以下「実績報告書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条に係る確認同意書
- (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (5) 施工業者の竣工検査の試験記録の写し
- (6) 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱のものに限る。））の写し
- (7) 事業所の場合は、第4条に係る災害時電源提供協力に関する同意書
- (8) その他村長が必要とする書類

(補助金の確定)

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第6号により当該補助事業者には通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、様式第 7 号を村長に提出するものとする。

(遵守事項)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(処分の承認)

第 13 条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 8 号を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 14 条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき

(補助金の返還)

第 15 条 村長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、村長が命じた日の翌日から 30 日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第 16 条 村長は、補助事業者に対し、必要に応じて本事業で導入した補助対象設備について、発電量・売電量等のデータの提供及び現場検査、災害時の電力の提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。